

第2回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名		第 2 回 八王子市男女共同参画推進審議会
日 時		令和8年(2026 年)8 月 20 日(木) 午後6時 30 分から午後8時 30 分
場 所		八王子市生涯学習センター 10 階 第2学習室
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、伊藤洋二委員、清水栄委員、角田明信委員、萩原幸枝委員、藤野早織委員
	説 明 者	—
	事 務 局	男女共同参画課長 南部かや、男女共同参画課主査 波多野智也 男女共同参画課主査 横井陽子、男女共同参画課主任 岩瀬弘明 男女共同参画課主任 迫田成幸
	そ の 他 市側出席者	市民活動推進部長 佐藤晴久
欠 席 者 氏 名		田中十代子委員
議 題		1. 開会 2. 議事 （1）男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)における令和7年度 （2025年度）取組状況に関する評価等について 3. その他 4. 閉会
公開・非公開の別		公開
非 公 開 理 由		—
傍 聴 人 の 数		2名
配 付 資 料 名		なし
議 事 内 容		次ページ以降のとおり

1. 開会

八木橋会長

- ・ 令和8年度第2回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。

事務局(波多野主査)

- ・ 本日は、第1回審議会で使用した資料を使用する。

八木橋会長

- ・ 出席状況及び会議成立について確認する。本審議会は委員8名で構成されており、田中委員が欠席であるが、7名が出席しており過半数に達しているため、審議会は成立していることを確認する。
- ・ 八王子市男女共同参画推進条例施行規則に基づき、審議会は原則公開であり、非公開とする特別な事情はないため、本日の審議会を公開としてよいか諮る。

委員

- ・ 異議なし。

八木橋会長

- ・ 本日の審議会を公開とすることとする。

《傍聴者入場》

2. 議事

八木橋会長

- ・ 次第2「議事」に入る。
- ・ 議事(1)「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)における令和7年度(2025 年度)取組状況に関する評価等について」を議題とする。
- ・ 本審議会に諮問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関すること」について、前回に引き続き審議を行う。
- ・ 令和7年度に各所管が実施した取組内容を確認しながら、審議会として取組状況を評価するとともに、男女共同参画をさらに推進するための効果的な方策について意見を伺う。

- ・ 第4次プランの3つの重点目標のうち、前回の審議会では重点目標1及び2について意見をいただいた。
- ・ 本日は引き続き、重点目標3の取組及び9つの指標に関する評価を行う。
- ・ 本日も「令和7年度(2025年度)評価報告書(案)」及び「取組管理シート」を用い、各所管が令和7年度に実施した取組内容を確認しながら審議を進める。
- ・ 男女共同参画を推進する視点から、各取組に対する意見や、さらなる推進に向けた方策について意見を伺いたい。
- ・ 重点目標3の各取組内容について、事務局に説明をお願いする。

事務局(波多野主査)

- ・ 前回資料5「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)取組管理シート」の19ページ以降の「重点目標3」について説明する。
- ・ 「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」、「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」、「取組の方向性(1)孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」、「取組番号24 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」について説明する。
- ・ 男女共同参画課では、11月に実施された「女性に対する暴力をなくす運動」週間において取組を実施した。
- ・ 女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」にちなみ、八王子駅北口「絹の舞」及びたま未来メッセ大階段の紫色ライトアップ、eラーニング研修「市職員のためのDV・デートDV予防講座」の開催、八王子駅南口総合事務所内でのパネル展示、図書館課と連携したテーマ展示を実施した。
- ・ また、チラシによる啓発として、民生委員・児童委員、はちまるサポート13か所、高齢者あんしん相談センター21か所、シルクレイズ協力店舗等に対し、男女共同参画センター相談窓口の周知を行った。
- ・ 外国人向け情報紙「Ginkgo10月号」でDVに関する情報提供を行った。
- ・ 大学、高校、中学等でのDV防止に向けた普及啓発として、八王子市立看護専門学校及び市内中学校・高校でデートDV予防講座を実施するとともに、デートDV予防啓発冊子を市内公立中学校3年生に配布した。
- ・ 令和7年度の新規事業として、公式Instagramによる情報発信及び子ども・若者育成支援センター(はちビバ)での出前講座を実施した。
- ・ 様々な方法で周知啓発を行った。
- ・ 次に、「取組番号25 被害者の早期発見に向けた取組」について説明する。
- ・ 男女共同参画課では、取組番号24の再掲となる内容に加え、公式Instagramを開設し、DV関連の記事を9件投稿した。

- ・⑤被害者の早期発見に向けた出張相談を市役所本庁舎、由井市民センターみなみ野分館、生涯学習センター南大沢分館で実施した。
- ・次に、「取組の方向性(2)様々な相談メニューの実施」、「取組番号26 被害者支援のための相談の実施」について説明する。
- ・「枝番号(1)」学園都市文化課では、「在住外国人のためのサポートデスク」においてDV相談を実施した。相談件数は4件であった。
- ・「枝番号(2)」男女共同参画課では、女性のための相談を実施し、電話相談や対面による専門相談を合わせて1,927件受け付けた。内訳は資料記載のとおりであり、②は再掲である。
- ・また、東京ウィメンズプラザ開催の「相談員育成講座・講義・演習」や「相談員スーパーバイズ研修」等を受講し、相談対応のスキル向上を図った。
- ・「枝番号(3)」総務課では、月1回の人権相談及び年2回の特設人権相談を実施し、性別にかかわらず相談者の視点に立った対応や、必要に応じた関係機関の紹介を行った。
- ・「枝番号(4)」八王子駅南口総合事務所では、法律相談等を実施した。
- ・「枝番号(5)」高齢者福祉課では、高齢者福祉施設職員向け高齢者虐待防止研修を実施したほか、新規事業として市民向けにも同研修を実施した。
- ・また、成年後見人制度に係る審判請求及び市長申立てを行った。
- ・「枝番号(6)」障害者福祉課では、市指定の委託相談事業所5か所と連携して相談体制を整え、DVや虐待の防止及び支援を行った。相談件数は281件であった。
- ・「枝番号(7)」福祉部福祉事務所では、DV被害等を受けた女性に対し、電話及び面接相談を通じて支援を行った。女性相談件数は311件であった。
- ・また、東京都の専門研修等に参加し、職員の能力向上を図った。
- ・「枝番号(8)」こども家庭センターでは、電話相談や家庭訪問等の保健事業を通じて、DVが疑われるケースについて迅速に関係機関への相談等の支援を行った。
- ・職員(保健師等)がDV等の基礎知識及び対応を学ぶ外部研修に参加し、センター内連絡会等で情報共有を行った。
- ・八王子市要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援対象児童等に関する情報共有を図り、支援を行った。
- ・「枝番号(9)」保健対策課では、自殺対策の一環として、専門医や保健師による精神保健福祉相談を実施した。
- ・「枝番号(10)」子育て支援課では、ひとり親家庭の相談の中でDVに関する確認や相談対応を行い、適切な助言や情報提供をするとともに相談員につないだ。
- ・また、ひとり親家庭に関する相談、就業相談及び弁護士相談等を実施した。
- ・「枝番号(11)」青少年若者課では、若者総合相談センターにおいて、高校生世代以降の若

者からの相談を受け付けた。

- ・「枝番号(12)」教育指導課では、教育センターでの教育相談において、DVが認められた場合は適切な関係機関と連携して対応した。
- ・また、スーパーバイザーや医師等による事例検討会を実施した。
- ・次に、「取組番号 27 被害者支援への理解を深めるための研修等」について説明する。
- ・男女共同参画課の①及び②の内容は再掲である。
- ・③として、NPO法人レジリエンス主催の「ファシリテーター養成研修(デートDV予防教育)」に参加し、職員のスキル向上を図った。
- ・次に、「取組の方向性(3)関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」、「取組番号 28 被害者の安全確保のための支援」について説明する。
- ・「枝番号(1)」学園都市文化課では、DV被害者支援のための外国人向けホームページ等により「在住外国人のためのサポートデスク」の周知を図り、DV相談等を実施した。
- ・また、「語学ボランティア」や外国語が話せる多文化共生推進事業協力員の派遣、テレビ電話による通訳などの体制を整備した。
- ・「枝番号(2)」男女共同参画課では、DV被害者のための緊急一時保護事業を民間事業者へ委託した。
- ・②から④までの内容は再掲である。
- ・「枝番号(3)」市民課では、住民基本台帳の支援措置について3警察署と連携して対応した。
- ・「枝番号(4)」高齢者福祉課では、生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護、老人福祉法に基づく権限行使及び高齢者虐待防止研修を実施した。
- ・「枝番号(5)」障害者福祉課では、被虐待者の安全確保のため、施設への一時保護を実施した。
- ・「枝番号(6)」福祉部福祉事務所では、警察等の関係機関と連携し、緊急一時保護として東京都女性相談支援センター等への入所支援を行った。
- ・また、住民基本台帳支援措置の手續支援や、同伴児童がいる場合の転校手續等の支援も行った。
- ・「枝番号(7)」保険年金課では、DV被害者が適切な支援を受けられるよう国民健康保険の手續を行った。
- ・また、各課との情報連携による個人情報漏えいに細心の注意を払いながら手續を進めた。
- ・「枝番号(8)」保育幼稚園課では、保育施設入所手續の相談において、DV被害者やその子どもへの対応として、こども家庭センターや児童相談所と情報共有等の連携を行った。
- ・また、職員のスキル向上のため、庁内研修への参加や資料の供覧を行い、担当内の知識

向上を図った。

- ・「枝番号(9)」子育て支援課では、DV被害者が児童扶養手当等を受給できるよう適切に対応した。
- ・「枝番号(10)」学務課では、DV被害者が学校への就学手続を適切に行えるよう対応するとともに、関係機関の紹介や就学援助制度の案内を行った。
- ・「枝番号(11)」放課後児童支援課では、学童保育所入所に関する手続において、DV被害者に対し適切な対応を行った。

- ・次に、「取組番号 29 被害者の自立に向けた支援」について説明する。
- ・「枝番号(1)」男女共同参画課では、ホームページ等で性犯罪・性暴力被害者の相談窓口に関する情報提供を行うとともに、DV被害者支援団体の活動内容を周知するため、カードの配架やポスターの掲示を行った。
- ・また、再就職支援セミナーを共催するとともに、都の労働相談や関連セミナー等の情報を提供した。
- ・「枝番号(2)」福祉部福祉事務所では、ハローワーク、NPO法人、民間企業と連携し、就労支援員等による面談を実施した。
- ・また、避難先の相談機関と支援方針を共有し、早期就労に向けた支援を行った。
- ・「枝番号(3)(4)」こども家庭センター及び保健対策課の内容は再掲である。
- ・「枝番号(5)」子育て支援課では、就業家計専門員による相談及び就労生活相談窓口による相談を実施した。
- ・「枝番号(6)」産業振興推進課では、重点目標1の取組番号3「女性の再就職支援」と同内容のため再掲である。
- ・「枝番号(7)」住宅政策課では、DV被害者に対し住宅に係る支援制度の周知を行うとともに、緊急一時使用として市営住宅の空き住戸を期限付きで提供するなど、様々な啓発・支援を実施した。

- ・次に、「取組番号 30 被害回復に向けた心理的ケア」について説明する。
- ・男女共同参画課の相談事業等の内容は再掲である。

- ・次に、「取組番号 31 被害者支援への理解を深めるための研修等」について説明する。
- ・内容は再掲である。

- ・次に、「取組の方向性(4)被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発」、「取組番号 32 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」について説明する。
- ・男女共同参画課の内容は取組番号 24 の再掲である。

- ・次に、「取組番号 33 生命(いのち)の安全教育の実施」について説明する。
 - ・「枝番号(1)」男女共同参画課では、意識啓発に関する内容はほぼ再掲であり、加えて「若年層の性暴力被害予防月間」に関する情報をホームページに掲載するとともに、講演会「親子で学ぼう！じぶんのからだ」を開催した。
 - ・「枝番号(2)」子どものしあわせ課では、赤ちゃんふれあい事業を全市立中学校及び義務教育学校で実施した。
 - ・「枝番号(3)」教育指導課では、学習指導要領に基づく性教育を市立小・中・義務教育学校の全校で実施した。
 - ・また、「いのちの日」において、校長講話や道徳科の授業等と関連させ、自他を大切にする心情の育成を図った。
-
- ・次に、「取組3-2 困難を抱える女性等への支援」、「取組の方向性(1)孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」、「取組番号 34 支援を必要とする人の早期発見に向けた取組」について説明する。
 - ・男女共同参画課では、男女共同参画センター公式インスタグラムを開設した。
 - ・また、早期発見につながることが期待される関連組織へのチラシ配布等による啓発など、様々な情報発信を行い、困難な問題を抱える女性の早期発見に努めた。
-
- ・次に、「取組の方向性(2)様々な相談メニューの実施」、「取組番号 35 支援を必要とする人の支援のための相談の実施」について説明する。
 - ・「枝番号(1)(2)(3)」男女共同参画課、総務課及び八王子駅南口総合事務所の内容は、DVに関する取組と同内容のため再掲である。
 - ・「枝番号(4)」福祉政策課では、市内 13 か所に設置している地域の相談窓口「はちまるサポート」において、様々な困りごとの相談を受け、必要な支援につなげた。
 - ・「枝番号(5)(6)」高齢者福祉課及び障害者福祉課の内容は再掲である。
 - ・「枝番号(7)」福祉部福祉事務所では、生活に困窮した女性や生きづらさを抱えた女性に対し、早期相談窓口につなぐとともに、安心して生活できるよう相談支援を実施した。
 - ・「枝番号(8)(9)(10)(11)(12)」こども家庭センター、保健対策課、子育て支援課、青少年若者課及び教育指導課の内容は再掲である。
-
- ・次に、「取組の方向性(3)関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」、「取組番号 36 困難な状況に応じた支援」について説明する。
 - ・「枝番号(1)(2)(3)」学園都市文化課、男女共同参画課及び市民課の内容は再掲である。
 - ・「枝番号(4)」高齢者福祉課では、再掲以外の取組として、⑤高齢者あんしん相談センター

- 21 か所において、様々な困難な状況にある高齢者への相談を実施した。
- ・「枝番号(5)」障害者福祉課の内容は再掲である。
 - ・「枝番号(6)」福祉部福祉事務所では、相談者のニーズを把握し、DV被害者について緊急一時保護が必要な場合は東京都女性相談支援センターや警察等と連携し、それ以外の場合は就労支援員や関係機関と連携して必要な支援を行った。
 - ・「枝番号(7)」保育幼稚園課の内容は再掲である。
 - ・「枝番号(8)」子育て支援課では、②母子家庭等就業・自立支援センター事業において、パソコン講座、親子参加型セミナー及びテレワーク推進事業等を実施した。
 - ・また、③就業に向けた資格取得支援として、母子家庭等自立支援給付事業等を実施し、自立に向けた支援を行った。
 - ・さらに、ひとり親家庭に対し、ヘルパー派遣や相談等の様々な支援及び周知を行った。
 - ・「枝番号(9)(10)(11)(12)」産業振興推進課、住宅政策課、学務課及び放課後児童支援課の内容は再掲である。
- ・次に、「取組番号 37 回復に向けた心理的ケア」について説明する。
- ・男女共同参画課では、電話相談や資格を持った相談員による専門相談を実施し、相談者に寄り添った心理的ケアを行った。
- ・次に、「取組番号 38 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施」について説明する。
- ・こども家庭センターでは、母子健康手帳交付時の「親と子の保健バッグ」の配布、全妊婦への妊婦面談、妊娠期の講座、産後ケア事業4類型(訪問型・通所型ロング・通所型ショート・宿泊型)、出産応援ギフト及び妊婦支援ギフトの配布、赤ちゃん訪問、産婦健診等を実施した。
 - ・また、八王子市要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援対象児童等に関する情報共有を図り、切れ目のない支援を行った。
- ・次に、「取組の方向性(4)安全・安心な暮らしのための意識啓発」、「取組番号 39 生命(いのち)の安全教育の実施」について説明する。
- ・「枝番号(1)(2)(3)」男女共同参画課、子どものしあわせ課及び教育指導課の内容は再掲である。
- ・次に、「取組番号 40 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実」について説明する。
- ・「枝番号(1)」学園都市文化課では、大学コンソーシアム八王子が発行する大学新入生向

け情報誌「BIG WEST2025」にデートDVに関する記事を掲載し、加盟する 25 大学等の新入生に配布した。

- ・ 男女共同参画課では、再掲内容に加え、デートDV関連等の情報をInstagramで配信し、若年層に向けた意識啓発を行った。
- ・ 青少年若者課では、SNS利用に関する注意喚起を含むリーフレットを作成し、学校をはじめ関係団体へ配布した。
- ・ また、地域における性被害から若年層を守るため、青少年育成指導員が各地区で巡回活動を実施した。
- ・ 次に、「取組番号 41 性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発」について説明する。
- ・ 男女共同参画課の内容は再掲である。
- ・ 次に、「取組番号 42 性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供」について説明する。
- ・ 「枝番号(1)」男女共同参画課では、LGBT電話相談を実施するとともに、相談窓口のチラシを配架した。
- ・ また、映画会「片袖の魚」の開催に合わせて性的マイノリティに関する講義を実施し、性の多様性に対する理解促進と意識啓発を行った。
- ・ 「枝番号(2)」総務課では、国や東京都等の動向を注視しながら現状把握に努めた。
- ・ また、フラワーフェスティバル由木や窓口等において啓発チラシを配布した。
- ・ 「枝番号(3)」職員課では、東京都市町村職員研修所で性的指向・性自認に関する研修が開催された際に職員を派遣した。
- ・ 説明は以上である。

八木橋会長

- ・ 「取組管理シート」の「重点目標3」における令和7年度の市の取組内容について順番に確認していく。
- ・ 委員からは、男女共同参画を推進するために効果的と思われる方策や、市の取組内容に対する評価等について意見を伺いたい。
- ・ 19 ページの「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」のうち、「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」、「取組の方向性(1)孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」について審議を行う。
- ・ 取組番号 24「DVに関する意識啓発と情報提供の充実」、取組番号 25「被害者の早期発

見に向けた取組」について意見を伺う。

齊藤副会長

- ・ 19 ページ、取組番号 24①のeラーニング研修「市職員のためのDV・デートDV講座」の参加者数について確認する。
- ・ 令和7年度の参加者数が444 人となっているが、前年度は2,963 人であったため、大幅に減少している理由について質問する。
- ・ 後に全職員向けと記載されていることから、対象者の考え方について説明を伺う。

事務局(南部課長)

- ・ 令和6年度は全職員を対象として研修を実施した。
- ・ 令和7年度は、令和6年 10 月1日以降に採用又は任用した職員を対象として実施しており、会計年度任用職員も含まれている。
- ・ 2か年を通じて、その時点で在籍している全職員が受講できるように実施したものである。
- ・ 令和7年度の参加者は 444 人であり、受講率は 78.4%で、おおむね 80%に近い受講率となっている。

八木橋会長

- ・ 発言をお願いする。

角田委員

- ・ 男女共同参画については、以前も発言したとおり、日本は欧米諸国と比較しても着実に進んできている。
- ・ 自身の 30 代の息子を見ても、夫婦で家事を分担しており、現在の小・中学生世代においては男女平等の考え方が自然に浸透している。
- ・ 一方で、DVについては、まだ課題が多く残されている。
- ・ 日本全体として、あるいは海外も含めてどのような状況にあるのか関心を持っている。
- ・ 女性相談の件数を見ると、DVの問題は依然として深刻であり、十分に解決されていない。
- ・ 家庭内におけるDVや、親から子への虐待、また社会において男性から女性への暴力などについて、より真剣に考えていかなければならない問題である。

事務局(南部課長)

- ・ DVが根絶されなければ、本市の取組は終了しない重要な課題であると認識している。
- ・ 成人世代に対する啓発も重要であるが、DVは許されない行為であることを若年層のうちから理解してもらうことが特に重要であることから、若年層を対象とした取組を実施してい

る。

- ・ 若年層から成人世代まで幅広い世代に対し、継続的な意識啓発が必要であると考え、取組を進めている。

八木橋会長

- ・ その他の意見を伺う。

齊藤副会長

- ・ 同じ取組項目に関して、子ども・若者育成支援センター(はちびバ)で新規に実施した出前講座について質問する。
- ・ 1館での実施で23人が参加しており、参加者が比較的集まった印象を受けた。
- ・ 講座の実施方法について、一方的な講義形式ではなく意見交換を行う形式であったのか。
- ・ DVに関する知識や理解を深める取組は子どもたちにとって重要であり、児童館のような身近な施設で実施する意義は大きいと考える。
- ・ 講座内容の概要や、今後さらに実施場所や対象を広げていく予定があるのか。

事務局(南部課長)

- ・ 令和7年度の子ども・若者育成支援センター(はちびバ)での講座は、一方的な講義形式ではなく、参加者に発言してもらいながら進める形式で実施した。
- ・ 実施後の反応は良好であり、好評であった。
- ・ 若年層に対する意識啓発は重要であると考えているため、令和8年度についても実施を予定しており、対象等について現在検討を進めている。

齊藤副会長

- ・ 男女共同参画課の職員も講座に参加しているのか。
- ・ 子ども・若者育成支援センター(はちびバ)職員とともに、講座の様子や参加者の反応を見ているのか。

事務局(南部課長)

- ・ 男女共同参画課の職員は、講座によっては講師として参加している。
- ・ 講師を務めていない場合も講座に参加し、参加者の反応や講座の様子を直接確認しており、参加者の反応を把握し、今後の企画や事業改善の参考としている。

齊藤副会長

- ・ 今後も取組を広げていってほしい。

八木橋会長

- ・ 取組番号 24 及び 25 について、その他の意見の有無を確認する。
 - ・ 様々な取組が実施されており、それぞれの取組が個別に終わるのではなく、成果につながる形で総合的に進めていく視点も重要である。
 - ・ 多岐にわたる取組が行われていることがよく理解できた。
 - ・ 必要に応じて後ほど取組番号 24 及び 25 に戻って意見をいただいても構わない。
-
- ・ 続いて、19 ページの一番下から、22 ページの上2つ目まで「取組の方向性(2)様々な相談メニューの実施」に関する審議を行う。
 - ・ 取組番号 26「被害者支援のための相談の実施」及び取組番号 27「被害者支援への理解を深めるための研修等」について意見を伺う。
-
- ・ 自身の意見として、取組番号 26 の枝番号(1)「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談について意見を述べる。
 - ・ DV相談は4件であったとのことだが、八王子市には留学生をはじめ多くの外国人が居住しており、中国、韓国、フィリピンなどをはじめ様々な国や地域の人々が暮らしていると認識している。
 - ・ 外国人支援においては、言語だけでなく文化的背景や価値観の違いもあり、支援のあり方は一律ではないのではないか。
 - ・ 例えば災害時の避難においても、日本では体育館などの建物への避難が一般的であるが、国によっては広場など屋外に避難することが当然と考えられており、その違いから誤解やトラブルが生じることもある。
 - ・ DVについても同様に、文化や価値観の違いによって受け止め方が異なる場合があるのではないかと。
 - ・ 例として映画作品の事例を挙げ、日本では理解される価値観であっても海外では理解されにくい場合があり、文化的背景の違いを考慮する必要があると説明する。
 - ・ 日本では忍耐や我慢が美德として受け止められる場面もあるが、そうした価値観が必ずしも海外では共有されているわけではない。
 - ・ そのため、在住外国人向けサポートデスクや外国人向け情報紙等におけるDVの情報提供についても、日本の価値観だけで一方的に伝えるのではなく、文化的背景の違いを踏まえた対応が必要ではないかと。
 - ・ 今回の4件の相談について、相談者の国籍や背景、相談後の支援状況などが分かると、今後の取組を考える上で参考になるのではないかと。

事務局(南部課長)

- ・現時点では、当該4件の相談内容の詳細までは把握していない。
- ・今後の取組の参考とするため、個人情報に支障のない範囲で情報収集に努めていきたいと考えている。

八木橋会長

- ・ 取組番号 26 及び 27 について、その他の意見を伺う。
- ・ もう一点自身の意見として、取組番号 26 の枝番号(7)の電話・面接相談や相談員の能力向上、また枝番号(10)のひとり親家庭相談など、相談窓口に関する取組について意見を述べる。
- ・ ひとり親家庭の相談については、制度自体は整備されているものの、相談や支援につながらない目詰まりが多く自治体で課題となっており、その解消に苦慮している状況がある。
- ・ ひとり親家庭の当事者から話を聞くと、相談の場で話したくないことを聞かれたり、支援を受けるために自身の置かれている状況を詳しく説明しなければならなかったりすることが負担となり、相談を途中でやめてしまうケースが少なくない。
- ・ また、「自分のほかにも大変な人がいるのかもしれませんが」と話した際に、「今はあなたのことを聞いている」といった対応を受けることで、相談者が心理的な負担を感じてしまう場合も意外と多い。
- ・ せっかく相談窓口につながっても、対応によっては相談が継続せず、支援につながらなくなる可能性がある。
- ・ そのため、相談を受ける職員や相談員のコミュニケーション能力が非常に重要である。
- ・ 例えば、「話したくないことは無理に話さなくてよい」と最初に伝えることや、「ほかの人と比較する必要はない」といった安心感を与える対応など、相談者に寄り添うためのスキルが必要ではないか。
- ・ 相談窓口の対応力や相談員の能力向上については、今後さらに充実を図ってほしい。
- ・ また、そのために実施している研修についても、どのような内容なのか関心がある。
- ・ 人と人との関わりの中では、コミュニケーションが相談の入口にもなり、課題解決の出口にもなる一方で、対応によっては解決を妨げる要因にもなり得ることから、相談業務に携わる職員のスキル向上が重要である。

事務局(南部課長)

- ・ 相談業務に従事する職員向けの研修は、大きく2つに分けられると考えている。
- ・ 1つはDVや支援制度等に関する専門知識を高めるための研修である。
- ・ もう1つは、相談に訪れた方に負担を与えることなく、必要な情報を適切に聞き取るための

対応力やコミュニケーション能力を高めるための研修である。

- ・ いずれについても受講機会の確保に努め、各所管において職員の能力向上を図っていく考えである。

八木橋会長

- ・ 取組番号 26 及び 27 について、その他の意見を伺う。

萩原委員

- ・ 取組番号 27 の職員研修について意見を述べる。
- ・ 東京ウィメンズプラザのWeb研修は有意義な内容である。
- ・ 特に「生徒をデートDV被害者にしないために生徒へ伝える内容」など、教育現場でも参考になる内容があれば共有してほしい。
- ・ 日頃から子どもたちと接する中で、デートDVにつながる兆候や状況の変化に気付くためにも有効である。
- ・ このような研修があることを知らなかったため、有用な情報である。
- ・ 今後、教育現場でも積極的に研修を受講していきたいと考えているため、情報提供をお願いしたい。

事務局(南部課長)

- ・ 東京ウィメンズプラザには様々な研修メニューがあるため、教育現場の教職員が受講できる研修があれば、教育委員会を通じて情報提供を行いたい。

八木橋会長

- ・ その他の意見を伺う。
- ・ 齊藤副会長に発言をお願いする。

齊藤副会長

- ・ 取組番号 27 のNPO法人レジリエンス主催「ファシリテーター養成研修(デートDV予防教育)」へは、相談員が参加しているのか。

事務局(南部課長)

- ・ 男女共同参画課では、市内の学校を訪問してデートDV防止の啓発講座を実施している。
- ・ 当該研修は、デートDV防止の啓発講座を担当する講師の養成を目的として、相談支援員に加え、事務職員も受講している。

齊藤副会長

- ・ レジリエンスの講師は、中学校等でデートDVに関する講義を行っており、内容が分かりやすく生徒にも伝わりやすいと感じている。
- ・ 研修への参加を通じて団体とのつながりを持ち、八王子市の教育現場においても活用できる機会が広がることを期待している。
- ・ 当該研修に参加していることを心強く感じている。

事務局(南部課長)

- ・ 先日、市内の中学校及び高校で実施された研修に参加した際の講師がレジリエンスの方であった。
- ・ 講師の説明は非常に分かりやすく、生徒も熱心に受講していた。
- ・ ファシリテーター養成研修そのものが学びの機会であるとともに、実際の講座を見学することも大きな学びの機会になっている。

八木橋会長

- ・ その他の意見の有無を確認する。
- ・ 続いて、取組管理シート 22 ページから 26 ページの1つ目までの「取組の方向性(3)関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」について審議を進める。
- ・ 取組番号 28「被害者の安全確保のための支援」、取組番号 29「被害者の自立に向けた支援」、取組番号 30「被害回復に向けた心理的ケア」、取組番号 31「被害者支援への理解を深めるための研修等」について意見を伺う。

伊藤委員

- ・ 22 ページの3-28-(2)の「DV被害者緊急一時保護事業を民間事業者へ委託」について質問する。
- ・ 緊急時の保護先として、児童相談所などの公的機関もあるが、民間事業者への委託とはどういうものか。

事務局(南部課長)

- ・ 緊急一時保護の受入れを行う施設を運営している民間事業者と事前に契約を締結している。
- ・ 保護が必要となる事案が発生した際には、その施設で被害者を受け入れる体制を整えている。

伊藤委員

- ・このような取組は、八王子市だけで実施しているものなのか、それとも他自治体においても同様の取組が行われているのか。

事務局(南部課長)

- ・八王子市独自の取組ではなく、一般的な実施形態である。

八木橋会長

- ・その他の意見を伺う。
- ・藤野委員に発言をお願いする。

藤野委員

- ・DVの予防、相談窓口、心理的回復など様々な取組が行われていることは理解しているが、そもそも自分がDV被害を受けていることに気付くきっかけはどこにあるのかについて考えている。
- ・相談窓口につながる人は、自分がDV被害に遭っていると認識している人が多いと思うが、DVであることに気付いていない場合は、現在の取組につながりにくいのではないかな。
- ・啓発によって「DVはいけないこと」と伝えることは重要であるが、その前提として、「DVとはどのような行為なのか」、「なぜDVがいけないのか」、「自分自身は大切にされるべき存在であること」などに気付くことも大切ではないかな。
- ・また、自分がDV・デートDVを受けていることだけでなく、自分自身がDVなどの加害行為をしてしまっている可能性に気付くことも重要ではないかな。
- ・DVそのものへの理解を広げることや、自分の置かれている状況に気付くための意識啓発が必要ではないかと感じている。
- ・八王子市として、DVそのものへの理解を広げるための意識啓発について、どのように届けていくことを考えているのか伺いたい。

事務局(南部課長)

- ・自分が受けている行為がDVであることに気付かなければ相談につながらず、また、被害を受けていない人であっても、身近な人がDV被害を受けていることに気付かなければ、相談を勧めるなどの支援につながりにくいため、非常に重要な視点である。
- ・DVへの気付きや理解を広げすることは、まさに意識啓発の取組に関わる部分である。
- ・男女共同参画センターでは、DVというテーマだけに特化せず、様々なテーマによる講座やイベントを実施している。
- ・それらの取組は、各テーマについて学びや理解を深めてもらうだけでなく、男女共同参画

センターを知ることによって、DVの問題や、女性が直面する様々な困難な課題に気付き、関心を持ってもらうことにつなげたい。

- ・ そのため、DVに限らず幅広いテーマで事業を展開し、気付きや相談につながるきっかけづくりに取り組んでいる。

八木橋会長

- ・ その他の意見を伺う。
- ・ 取組番号 29「被害者の自立に向けた支援」について意見を述べる。
- ・ DVというと恋人同士や配偶者間の問題が中心に想定されることが多いが、親子間でも発生し得る問題である。
- ・ 特に、自立を考える上では、成人しているが経済的には親に依存している大学生などの場合、住居の契約や各種手続において、親からDVを受けていても親を通さなければならぬ場面があり、難しい課題である。
- ・ 本取組では主にパートナー間のDVを想定していると思われるが、親子間のDV、特に、成人しているものの就労しておらず経済的に自立していない大学生等に対する公的支援制度があるのか伺いたい。

事務局(南部課長)

- ・ 親子間のDVについても深刻な問題であると認識している。
- ・ 男女共同参画センターに寄せられる相談内容は多岐にわたっており、それぞれの状況に応じて既存の制度や支援策を組み合わせながら対応している。
- ・ 相談者が抱える課題に応じて、適切な窓口や支援制度につなげている。
- ・ 大学生であることを理由に適用される特定の支援制度はないが、相談者には個々の状況に応じて活用可能な制度を組み合わせながら支援している。

八木橋会長

- ・ コロナ禍以降、親子関係が大きく変化したという事例を耳にする機会が増えた。
- ・ テレワークの普及により、これまで適度な距離感を保っていた家族が長時間同じ空間で過ごすようになり、かえって関係が悪化するケースもあると感じている。
- ・ そのため、今後こうした問題が増える可能性があると考え、話を伺った。

八木橋会長

- ・ 取組番号 30 及び 31 について意見を伺う。

- ・ 取組番号 30 の数字については、その数字がどのような意味を持つのかを丁寧に読み解く必要がある。
- ・ 単に多い少ないというだけではなく、それぞれの取組の中でどのような効果が得られたのかについても検証することが重要である。
- ・ 前年度との比較だけでなく、他の自治体との比較も参考になるのではないかな。
- ・ 例えば、八王子市と同規模の自治体における同様の取組や相談件数と比較することで、数字を評価することも一つのやり方ではないかな。
- ・ 単に増加した、減少したという結果だけで判断するのではなく、数字を適切に評価するためには、参考値と比べてみる必要がある。

事務局(南部課長)

- ・ 数字は集計するだけでは十分ではなく、取組の効果を把握するためには、前年度比較や他自治体との比較を含めた検証が重要であると考えている。

八木橋会長

- ・ その他の意見を伺う。
- ・ 清水委員に発言をお願いする。

清水委員

- ・ 取組番号 29 の枝番号(6)産業振興推進課による各種セミナーについて意見を述べる。
- ・ 記載されている内容はデスクワーク関連の支援が多いように感じる。
- ・ 以前、自立支援に関わる業務に携わった際、ヘルパー養成講習等を実施しているところがあった。
- ・ 自立に向けては就労による収入確保が重要であり、ヘルパーやケアマネジャー等の分野への就労支援や紹介も有効ではないかな。

事務局(南部課長)

- ・ 介護分野は人手不足の状況にあり、就職先として良い分野であると認識している。
- ・ 取組管理シートに記載している内容は、産業振興推進課が実施している技術向けの支援である。
- ・ 東京都しごと財団などがヘルパー養成講習等実施しており、そうした講習の案内については、東京都が作成するチラシ等を活用しながら広く周知を図っている。

八木橋会長

- ・ 次に、取組管理シート 26 ページから 27 ページ3行目までの「取組の方向性(4)被害者・

加害者・傍観者にならないための意識啓発」について審議を進める。

- ・ 取組番号 32「DVに関する意識啓発と情報提供の充実」は取組番号 24 の再掲である。
- ・ 取組番号 33「生命(いのち)の安全教育の実施」は取組番号 39 にも掲載されているが、取組の位置付けが異なるため、この段階で意見を伺いたい。
- ・ 取組番号 32 及び 33 について意見を伺う。
- ・ 伊藤委員に発言をお願いする。

伊藤委員

- ・ 取組番号 33「生命(いのち)の安全教育の実施」について、複数の所管が積極的に関わっていることが分かり、評価できる。
- ・ 特に、子どものしあわせ課及び教育指導課による「赤ちゃんふれあい事業」、「性教育の実施」、「いのちの日における取組」の3つが大きな柱になっていると認識している。
- ・ 赤ちゃんふれあい事業について、実際に赤ちゃんを抱く体験などを行っている事業であったか。
- ・ 性教育について、市立小・中学校で全体計画及び年間指導計画を作成している点は評価できるが、実際にどの程度実施されているのか。
- ・ 「いのちの日」における取組については、昨年度の審議会で意見を述べた内容が反映され、新たに記載されたものと認識しており、評価している。
- ・ 校長講話や道徳の授業等について、具体的にどのような取組が行われているのか伺いたい。
- ・ 学校現場に詳しい萩原委員・藤野委員からもわかる範囲で伺いたい。

事務局(南部課長)

- ・ 赤ちゃんふれあい事業については、赤ちゃんの実際の重さを体験できる人形等を活用しながら学ぶ取組であると聞いている。
- ・ 性教育については、全ての小・中学校で実施している。

萩原委員

- ・ 性教育については、小学校では体育科保健領域において、学習指導要領に基づいた指導を実施している。
- ・ また、性暴力被害を防止する観点から、東京都教育委員会が作成した動画教材等も活用している。
- ・ 特に水泳授業が始まる前には、自分の体を大切に、むやみに他人に触らせてはいけないことについて毎年指導している。
- ・ 小学生には、水着で隠れる部分は親であっても見せたり触らせたりしてはいけないことを、

分かりやすく具体的に指導している。

- ・ 八王子市では教育委員会からの指示により、こうした指導を必ず実施している。
 - ・ 東京都教育委員会が作成した発達段階別の教材やプレゼンテーション資料等を活用し、性暴力被害に遭わないための学習を行っている。
 - ・ 教員についても、児童生徒の体にむやみに触れないよう配慮しており、実際の生活場面を通して、他者から不用意に触れられてはいけないことを伝えている。
 - ・ 中学生については発達段階に応じた内容で指導を行っている。
-
- ・ 八王子市では、毎年6月を「いのちを大切にする日」として位置付け、教育委員会の方針のもと学校で取組を実施している。
 - ・ 東京都では年3回の「ふれあい月間」が設けられており、6月・11月・2月に実施されている。
 - ・ これらの時期は学期の中盤にあたり、児童・生徒の自殺が増加する傾向が見られることから設定されていると認識している。
 - ・ 9月の新学期開始時期にも自殺者が多いと言われているが、実際には6月・11月・2月に増加する傾向がある。
 - ・ 八王子市では6月を「いのちを大切にする日」とし、校長講話や道徳の授業等を通じて取組を進めている。
 - ・ 命を大切にするという考え方には、自殺予防だけでなく、暴言や暴力を行わないこと、いじめをしないことなども含まれている。
 - ・ 自分自身と相手の双方を大切にすることを基本として指導を行っている。
 - ・ 児童・生徒は、毎週1回の道徳の授業で継続的に学習しているほか、ふれあい月間の取組を通じて、繰り返し命の大切さについて学んでいる。
 - ・ 「いのちを大切にする日」の取組内容は各学校から教育委員会へ報告している。
 - ・ 各学校では、校長講話等の内容を毎年工夫しており、同じ内容を繰り返すのではなく、絵本等を活用しながら自分の命の大切さが伝わるような、児童・生徒の実態や発達段階に応じた指導を行っている。
 - ・ 自身も、自分の命は自分一人のものではなく、先祖代々受け継がれてきたものであることや、その命を次の世代へつないでいくことの大切さを伝えている。
 - ・ また、暴言や暴力によって相手が受ける心の傷について、具体物を活用しながら分かりやすく伝えている。
 - ・ 例えば、色画用紙をハート形に切り、それを心に見立てて指導している。
 - ・ 暴言や暴力によって相手の心が傷つくと、ハート形の紙がしわだらけになるように心にも傷が付く。
 - ・ その上で、「ごめんね」と謝っても、しわになった紙が元の状態には戻らないように、心の傷も残り続けることを児童に伝えている。

- ・ また、ハート形の紙に穴を開けながら、人を傷つける言動を繰り返すことで心に傷跡が残る、その傷は簡単には埋められないことを具体的に示している。
- ・ 児童・生徒は、人を傷つける行為がいけないことであると理解しているが、理解したことを実際の行動に結び付けることが課題である。
- ・ 教育現場では、理解を行動につなげることを重視し、発達段階に応じた分かりやすい講話を行っている。
- ・ 子どもたちは人を傷つけてはいけないことを理解している一方で、分かっているにもかかわらず止められない自分を抱えている場合がある。
- ・ そのため今年度は、自分や友達を大切にするためには、まず自分自身の気持ちをリラックスさせることが大切であるという視点で指導を行った。
- ・ 人に嫌なことを言ったり攻撃的な行動を取ったりするときは、自分自身がイライラしていることが多いため、その感情を一度止める方法としてリラックス体操を紹介した。
- ・ 「いのちの日」の講話の後に動画を活用し、心を落ち着かせるための体操を実践するなど、具体的な取組を行った。
- ・ 毎年、子どもたちの状況に応じて指導方法を工夫しながら実践している。

八木橋会長

- ・ 藤野委員に発言をお願いする。

藤野委員

- ・ 近年、低年齢層の子どもにおける性暴力被害の報告件数が増加していると言われているが、そのこと自体を必ずしも否定的には捉えていない。
- ・ 学校での取組を通じて、それまで当たり前だと思っていたことや秘密にされていたことが、本来受けるべきではない行為であると子どもたちが気付けるようになってきているのではないか。
- ・ 教職員が丁寧にに関わり、「嫌なことは嫌と言ってよい」「言えない場合はその場を離れてもよい」「信頼できる大人に相談してよい」と伝えていることで、子どもたちの安心感につながり、相談できる子どもが増えているのではないか。
- ・ 低年齢層の性暴力被害の報告件数が増加している背景には、日頃の教育活動や教職員の関わりによる成果もあるのではないか。
- ・ 生命(いのち)の安全教育について、自身が実践している「包括的性教育」の視点から意見を述べた。
- ・ 包括的性教育では、知識やルールを伝える前に、子どもたちが安心できる人間関係を築くことを重視している。

- ・最初のテーマが「人間関係」であり、安心できる関係性の中で学ぶことが重要である。
 - ・子どもたちは教科書や書籍、インターネット等から様々な知識やルールを学ぶことができるが、実際に行動へ結び付けるためには、人との関わりの中で体験しながら理解していくことが必要である。
 - ・しかし、学んだことを実際の行動に結び付けることは容易ではない。
 - ・人と人との関わりの中では、単にルールを知っているだけでは十分ではなく、実際の経験を通じて理解を深めていくことが重要である。
 - ・人間関係の中では失敗することもあるが、謝っても元に戻らないこともあるが、そのような経験を含めた関わりの中で、子どもたちが自ら納得しながら学んでいくことが大切である。
 - ・そのため、ルールを教えること以上に、子どもたちが安心して関わり合いながら体感的に学べる人間関係や環境をつくることが重要ではないか。
 - ・また、子どもたちが学ぶだけでなく、まずは大人自身が学び、安心できる関係性を築くことが、生命(いのち)の安全教育を進める上で重要である。
 - ・子どもたちが安心して過ごせる環境や関係性の中で生命(いのち)の安全教育が行われることが望ましい。
-
- ・今年度から生命(いのち)の安全教育に「同意」と「バウンダリー(境界線)」の考え方が取り入れられていることに注目している。
 - ・従来からプライベートゾーンの大切さについては指導されているが、人によって大切にしたい領域や触れられたくない部分は異なる。
 - ・そのため、一律にプライベートゾーンを守るという考え方だけではなく、相手の意思や気持ちを確認することを大切にする方向へと変化していると感じている。
 - ・何かをするときには相手の意思を確認し、その境界線を尊重することが重要である。
 - ・子どもたちには、自分の身体に関する権利があり、自分の身体について知ることにも権利の一つである。
 - ・性教育の時間に限らず、国語、算数、理科をはじめとする日常の教育活動の中でも、自分の身体のことを知り、自分の身体を大切にすることを学ぶ機会があることが望ましい。
 - ・日常生活や学校教育の様々な場面に、性教育につながる学びの機会が自然に存在することを期待している。

八木橋会長

- ・角田委員に発言をお願いします。

角田委員

- ・小・中学校におけるいじめ問題について、近年は学校が真剣に取り組むようになり、以前

と比べて減少してきていると感じている。

- ・ 学校運営協議会の委員として学校現場の状況を聞く中で、学校がいじめ防止に真剣に取り組んでおり、いじめは全くなかったわけではないものの、以前に比べて減少してきていると認識している。
- ・ いじめを行う子どもが成長し家庭を持った際に、配偶者への暴力などとして表れる可能性もある。
- ・ そのため、小・中学生の段階から、いじめてはいけないことや、一人ひとりの違いを認め合うことの大切さをしっかり教えていく必要がある。
- ・ また、八王子市の取組は、被害者に対しては、相談支援、安全確保、自立支援など様々な取組が行われていることが分かる。
- ・ 一方で、DVとも関連する問題としてストーカー行為が気になっている。
- ・ ストーカー被害は繰り返されることが多く、相談に訪れた被害者が再び被害を受ける可能性もあることから懸念している。
- ・ ストーカー事案への対応は主に警察の役割であると認識しているが、加害者に対しては市としてどのような対応や指導を行っているのか関心がある。
- ・ 被害者支援だけでなく、加害者による行為の再発防止に向けた取組についても伺いたい。

事務局(南部課長)

- ・ ストーカー事案については、主に警察が対応する分野であると認識している。
- ・ 一方で、加害者が自身の行為の問題性を認識し、行動を改善するための講座等について相談を受ける場合もある。
- ・ そのような場合には、加害者更生に関する講座等を専門的に実施している団体や機関を案内することで、加害者が行動を改めるきっかけとなるよう支援している。
- ・ また、角田委員から話のあったいじめや他者を大切にする視点については、学校によっては「いのちの日」の授業の中で取り上げ、学ぶ機会の充実を図っていると認識している。

八木橋会長

- ・ 齊藤副会長に発言をお願いする。

齊藤副会長

- ・ 被害者の相談をまず受けることが重要であると認識しているが、性犯罪・性暴力被害者が八王子市内でどこに相談すればよいのか分かるように情報提供されているのか。
- ・ ホームページ等で相談窓口を案内しているが、八王子市として被害者がどこに相談すればよいのかを明確に示しているのか。
- ・ SARCやワンストップ支援センター、警察等にも相談窓口がある中で、相談窓口の情報提

供にとどまるのか、それとも、被害者が八王子市内でまずどこに相談に行けばよいのか分かるように掲載されているのか。

事務局(南部課長)

- ・ ホームページには東京都が開設している相談窓口等の情報を掲載している。
- ・ 性犯罪や性暴力の被害者は、被害そのものだけでなく、生活上の困難や精神的な問題など様々な課題を抱えることが多い。
- ・ そのため、男女共同参画センターの相談窓口にご相談いただければ、状況や課題を整理した上で支援を行っている。
- ・ 相談内容によっては、ホームページで案内している専門機関を紹介する場合もあれば、市の制度を活用した支援につなげる場合もある。
- ・ まずは男女共同参画センターの相談窓口へ連絡してもらうことを基本として周知を行っている。

齊藤副会長

- ・ 男女共同参画センターが相談の入口として機能していることが分かり安心した。
- ・ 被害を受けた方は、自身が何に困っているのか整理できない状態であることも多く、どこへ相談すればよいのか分からない場合もある。
- ・ 被害内容によっては、外出や移動自体が困難となり、紹介された相談機関へ行くことが難しい場合もある。
- ・ 身近な自治体の窓口で相談を受け、課題を整理しながら今後の生活や支援について一緒に考えていくことが重要である。
- ・ 被害を受けた方は力のない存在ではなく、被害によって本来の力を発揮できなくなっている状態であり、その力を取り戻すための支援が大切である。
- ・ 男女共同参画課が相談の入口となり、一緒に対応を考えてくれることが分かれば、市民にとって大きな安心につながる。
- ・ また、自身が被害当事者ではなくても、周囲に悩みを抱えている人がいる場合に、相談先を知りたいと考える人や、子どもの身近にいる大人が相談を受けたものの、どのように対応すればよいかわからず悩む場合もある。
- ・ そのような場合にも相談できる窓口や体制が整っていることで安心できるのではないか。

事務局(南部課長)

- ・ 性暴力被害に限らず、困り事を抱えた方は課題が整理できていない場合が多いため、まずは相談窓口へ連絡していただき、必要に応じて専門相談等につなぎながら課題解決に向けた支援を行うことが重要であると考えている。

- ・ 困り事を抱える方には、ぜひ相談していただきたい。

八木橋会長

- ・ 取組管理シート 27 ページ一番下から 30 ページ一番上までの「困難を抱える女性等への支援」について審議を進める。
- ・ 取組番号 34「支援を必要とする人の早期発見に向けた取組」及び取組番号 35「支援を必要とする人の支援のための相談の実施」について意見を伺う。
- ・ 再掲となる取組も多く含まれているが、意見があれば伺いたい。
- ・ 各取組において件数等の数字が示されているが、その数字の意味をどのように捉え、今後の市の取組に生かしていくかという視点で評価することが重要である。
- ・ 件数のみでは評価が難しい面もあることから、各項目で示されている効果や評価と結び付けながら意見をいただきたい。
- ・ 意見の有無を確認する。
- ・ 特に意見がなかったため、次の項目へ進むこととする。
- ・ 取組管理シート 30 ページから 33 ページまでの「関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」について審議を進める。
- ・ 取組番号 36「困難な状況に応じた支援」、取組番号 37「回復に向けた心理的ケア」、取組番号 38「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施」について意見を伺う。
- ・ これらの取組についても再掲となる内容が多く含まれているが、重点の置き方や位置付けが異なる部分もある。
- ・ 本質的な部分については、これまでの審議で出された意見と共通する内容である。
- ・ 意見を求めたが、特に発言がなかったため、次の項目へ進むこととする。
- ・ 続いて、34 ページ及び 35 ページの「取組の方向性(4)安全・安心な暮らしのための意識啓発」について審議を進める。
- ・ 取組番号 39「生命(いのち)の安全教育の実施」については先ほど多くの意見が出されましたが、取組番号 40「性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実」、取組番号 41「性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発」、取組番号 42「性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供」を含め、取組番号 39、40、41、42 までについて意見を伺う。
- ・ 取組番号 39 については先ほど十分に意見が出されたため、主に取組番号 40、41、42 について意見をいただきたい。

- ・ LGBTQs+など、性の多様性に関する考え方や表現も広がりを見せており、様々な立場や在り方が認識されるようになってきている。
 - ・ 以前、内閣府の調査で回答者属性の設問において、「女性」「男性」に加え、「まだ決めていない」という選択肢が設けられていたことが印象的であった。
 - ・ 性自認を含め、多様な考え方や状況が存在することを示す例であると感じた。
 - ・ 性の多様性に関する課題については、当事者でなければ分かりにくいことも多いため、当事者の声を広く受け止めていくことが重要である。
 - ・ 特に性自認に関する理解促進は重要な取組である。
 - ・ その他の意見を伺う。
-
- ・ 取組番号 34 から 42 までについては、関連する意見はこれまでの審議の中で多数出されているものの、当該項目に対する直接的な意見はなかったことを確認する。
 - ・ 審議会としての評価や今後に向けた提案については、事務局において内容を整理・精査してもらい、必要に応じて改めて委員へ意見を伺うこととする。
-
- ・ 続いて、資料4「令和7年度(2025 年度)評価報告書(案)」による審議に移る。
 - ・ 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」の進捗状況を確認するために設定している9つの指標について審議を行う。
 - ・ 評価報告書(案)5ページ及び6ページの「5 指標に関する評価」について説明する。
 - ・ 各指標の状況について、事務局に説明をお願いする。

事務局(波多野主査)

- ・ 評価報告書(案)5ページ及び6ページの「5 指標に関する評価」について説明する。
- ・ 全体評価として、指標1「『社会全体』で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」は、策定時 33.8%に対し現状値 43.0%となり順調に増加しているが、増加率は微増であるため、「B」評価としている。
- ・ 指標2「委員等の構成比が男女共に 30%以上の附属機関等の割合」は、策定時 42.0%に対し現状値 51.7%となり順調に増加しているが、増加率は微増であるため、「B」評価としている。
- ・ 指標3「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合(ワーク・ライフ・バランス)」は、策定時 43.5%に対し現状値 47.5%となり増加しているが、前年度より減少しているため、「B」評価としている。
- ・ 指標4「『職場』での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」は、策定時 48.3%に対し現状値 58.1%となっており、目標値に近づき良好に進捗しているため、「A」評価としている。

- ・指標5「『地域』での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」は、策定時 45.9%に対し現状値 53.8%となり、順調に増加し良好に進捗していることから、「A」評価としている。
- ・指標6「生命(いのち)の安全教育実施回数」は、策定時は年 42 回に対し現状値は年 47 回となり微増だが策定時よりも増えているため、「B」評価としている。
- ・指標7「男女共同参画センター新規相談件数」は、策定時は年 670 件に対し令和7年度は年 584 件となり減少している。目標値には達していないが、新規掘り起しの相談周知などの強化を行い、新規相談には結びついていることから、「C」評価としている。
- ・指標8「市の女性管理職の割合」は、策定時 12.6%に対し現状値 14.9%となり増加しているが、前年度から大きな変化が見られないため、「C」評価としている。
- ・指標9「男性職員の育児休業(2週間以上取得者)取得率」は、策定時 71.7%に対し令和7年度は 90.2%となり、目標値を上回っていることから、「A」評価としている。
- ・説明は以上である。

八木橋会長

- ・ 9つの指標について順番に確認していく。
 - ・ 評価報告書(案)2ページの評価基準を改めて確認する。
 - ・ 評価はAからDまでの4段階であり、Aは「良好に進捗」、Bは「概ね進捗」、Cは「活動はしているがあまり進捗していない」、Dは「ほぼ活動していない」との基準である。
 - ・ 今回はD評価に該当する項目はない。
-
- ・ 指標1「『社会全体』で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」について審議を行う。
 - ・ 目標値 50.0%に対し現状値 43.0%であり、市の評価はB評価となっているが、審議会としてB評価が妥当かどうか意見を伺う。
 - ・ 自身としてはB評価が妥当であると考えている。
 - ・ 男女共同参画の進展について日頃意識していない市民もいるため、数字にあらわれない部分で評価してもよいと考える。
 - ・ これまでの取組内容や資料全体を踏まえると、数字以上に意識は浸透してきているという印象を持っている。
 - ・ B評価が適当ではないかとの考えを示し、委員に意見を伺う。
 - ・ 委員から特段の異論がなかったため、指標1については審議会としてもB評価が妥当であることを確認する。
-
- ・ 続いて、指標2「委員等の構成比が男女共に 30%以上の附属機関等の割合」について審議を行う。
 - ・ 目標値 80.0%に対し現状値 51.7%であり、市の評価はB評価となっている。

- ・ 策定時よりも順調に増加しており、増加率を見ると微増なことから、概ね進捗しているものと考えられる。
- ・ 自身としてはB評価が妥当であるとの考えを示し、委員に意見を伺う。
- ・ 委員から特段の異論がなかったため、指標2についても審議会としてB評価が妥当であることを確認する。
- ・ あわせて、目標値である80.0%について、80.0%という目標値は高い設定であるとの認識を示した。
- ・ 目標値80.0%で間違いないか。

事務局(波多野主査)

- ・ 目標値80.0%で間違いない。
- ・ 男女が共に生きるまち八王子プランで定められている指標である。

八木橋会長

- ・ 指標2「委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合」について、各委員会等において女性委員の割合が30%以上となる組織を8割程度まで増やすことを目標としている。
- ・ 高い目標ではあるが、達成が困難な数字ではないことから、今後も取組を進め、最終的には目標を達成できるよう期待している。
- ・ 現状値は51.7%であり、引き続き増加していくことを期待しているが、一方で、なぜ30%以上を目指すのか、またなぜ8割という目標を設定しているのかという趣旨を見失ってはいけない。
- ・ 後の指標にもある市の女性管理職割合と同様に、30%という数字は少数派の意見が埋もれないための一つの目安とされている。
- ・ 近年は30%から50%ほどの高い割合を求める考え方も出てきているが、高い目標である。

八木橋会長

- ・ 続いて、指標3「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合(ワーク・ライフ・バランス)」について審議を行う。
- ・ 策定時43.5%、目標値50.0%に対し、現状値47.5%となっており、微増ではあるが増加傾向にある。
- ・ 市の評価であるB評価について意見を伺う。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合が目標値に近づいており、B評価は妥当ではないか。

- ・ワーク・ライフ・バランスの在り方は個人によって異なり、もっと働きたい人もいれば、仕事への期待や負担が大きく苦しさを感じている人もいるため、一律に考えることは難しい。
 - ・また、働きたいにもかかわらず働くことを制限されることがストレスになる人もいるなど、適切な働き方や生活とのバランスは人によって異なる。
 - ・最終的には個人の問題に行き着くため、一律に網をかけるような考え方は必ずしも望ましいものではない。
 - ・その一方で、ワーク・ライフ・バランスを意識する風土を醸成するという観点からは、数字が順調に伸びていることは評価できる。
 - ・審議会としてもB評価が妥当であることを確認する。
-
- ・続いて、指標4「『職場』での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」について審議を行う。
 - ・目標値 60.0%に対し現状値 58.1%となっており、目標値に近づいている。
 - ・市のA評価について意見を伺う。
 - ・男女共同参画が進んでいる職場環境が維持されていることも含めて評価すると、A評価は妥当であると考えられるがいかがか。
 - ・委員から特段の異論はなく、審議会としてもA評価が妥当であることを確認する。
-
- ・続いて、指標5「『地域』での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」について審議を行う。
 - ・現状値は 53.8%であり、策定時から順調に数値が伸びている。
 - ・指標4と比較すると、策定時からの推移や現状値の傾向も近いものがある。
 - ・地域において男女共同参画が進んでいると感じる人の割合は着実に増加していることから、指標4と同様にA評価が妥当であると考えられるがいかがか。
 - ・委員から特段の異論はなく、審議会としてもA評価が妥当であることを確認する。
-
- ・続いて、指標6「生命(いのち)の安全教育実施回数」について審議を行う。
 - ・策定時は年 42 回、目標値は年 50 回に対し、現状値は年 47 回となっている。
 - ・実施回数が増加しており、目標値にも近づいていることから、B評価となっている。
 - ・市のB評価について意見を伺う。
 - ・これまでの審議において、生命(いのち)の安全教育の具体的な取組内容について説明を受けており、その内容も含めて評価できる取組である。
 - ・審議会としてもB評価が妥当であると考えられるがいかがか。
 - ・藤野委員に発言をお願いする。

藤野委員

- ・ 指標6「生命(いのち)の安全教育実施回数」について質問する。
- ・ 目標値が年 50 回となっているが、この数値がどのような考え方で設定されたのか確認したい。
- ・ 国や東京都から生命(いのち)の安全教育の実施が求められている中で、小学校、中学校、高等学校等がそれぞれ年1回実施すると考えた場合、この目標値の設定根拠が気になった。

事務局(南部課長)

- ・ この指標における回数は、学校で実施している「赤ちゃんふれあい事業」、男女共同参画課で実施している「デートDV防止啓発講座」、また藤野委員を講師として実施した「親子で学ぼう！じぶんのからだ」などの実施回数を集計したものである。
- ・ 学校等で実施されている生命(いのち)の安全教育に関連する全ての事業を集計しているものではなく、指標として位置付けている事業の実施回数を基に算出している。
- ・ これらの事業実施回数の積み上げによって目標値の達成を目指している。

藤野委員

- ・ 赤ちゃんふれあい事業が中学校を対象として実施されていることから、その回数も指標に含まれていることが理解できた。

八木橋会長

- ・ 指標6「生命(いのち)の安全教育実施回数」について、審議会としてもB評価でよいか。
- ・ 委員から異論はなく、審議会としてB評価が妥当であることを確認する。
- ・ 続いて、指標7「男女共同参画センター新規相談件数」について審議を行う。
- ・ 目標値 1,000 件に対し、現状値は 584 件であり、策定時の 670 件も下回っていることから、市ではC評価としているがいかがか。
- ・ 相談件数の評価は難しい面がある。
- ・ 理想的には相談を必要としない社会を目指すべきであるが、現状では様々な課題が存在していることを踏まえると、相談窓口につながる人が増えることも重要な視点である。
- ・ その観点から見ると、584 件という数値は半分は超えているが目標値に達しておらず、今後も取組を進める必要があると考えられるため、C評価は妥当であると考える。
- ・ 委員に意見を伺う。
- ・ 委員から特段の異論はなく、審議会としてもC評価が妥当であることを確認する。

- ・ 続いて、指標8「市の女性管理職の割合」について審議を行う。
- ・ 策定時 12.6%、目標値 30.0%に対し、現状値は 14.9%であり、女性管理職割合の評価は難しい面がある。
- ・ 個人の意思や考え方も関係するため、単純に数字だけで評価できるものではない。
- ・ 一方で、30%という目標値は、意思決定の場において女性の意見や視点が少数意見として扱われないようにするための一つの目安として設定されている。
- ・ 委員に意見を伺う。
- ・ 角田委員に発言をお願いする。

角田委員

- ・ 女性管理職割合 14.9%という数字は、八王子市に限らず一般企業においても同程度の水準ではないかと考える。
- ・ 一方で、管理職ではない職員を含めると、市役所には多くの女性職員が勤務しているように見受けられる。
- ・ 女性職員全体の割合について質問する。

事務局(南部課長)

- ・ 女性職員の割合は約 40%である。

八木橋会長

- ・ その他の意見を伺う。
 - ・ 女性管理職割合については、世代によって考え方が変化している面もある。
 - ・ 大学生の状況を見ても、コロナ禍の前後で意識や価値観に変化が見られると感じている。
 - ・ 今後、世代交代等により数字が上昇するのか、あるいは別の要因により変動するのかは分からないが、現状では策定時より増加している一方で、目標値 30.0%の半分程度にとどまっている状況である。
 - ・ そのため、市のC評価は妥当ではないかと考える。
 - ・ 審議会としての評価について意見を伺う。
 - ・ 委員から異論はなく、審議会としてもC評価が妥当であることを確認する。
-
- ・ 続いて、指標9「男性職員の育児休業(2週間以上取得者)取得率」について審議を行う。
 - ・ 目標値 85.0%に対し、令和7年度は 90.2%となり、目標値を上回っている。
 - ・ 前回の審議会においても、当該指標については順調に進捗しているとの意見があった。
 - ・ 審議会としてもA評価が妥当ではないかと考える。
 - ・ 委員から異論はなく、審議会としてA評価が妥当であることを確認する。

- ・ 以上で9つの指標についての審議を終了した。
- ・ 本日は重点目標3及び各指標の評価について審議を行い、委員から様々な立場での貴重な意見が出されたことに感謝する。
- ・ 一方で、取組番号 34 以降の一部項目については、直接的な意見が出ていない部分もあった。
- ・ 事務局において全体を改めて整理し、さらに意見が必要な項目があれば、取組番号等を示した上で委員へ意見を求めてほしい。
- ・ 次回の審議会では、第1回及び今回の審議内容を踏まえて事務局が評価報告書を修正し、その内容について確認を行う予定である。
- ・ 委員に引き続き協力をお願いする。

3. その他

八木橋会長

- ・ 次第3「その他」について、事務局に説明をお願いする。

事務局(波多野主査)

- ・ 次回審議会の日程について案内する。
- ・ 次回の審議会は令和8年 10 月 29 日(木)に開催する予定である。
- ・ 会場はクリエイトホール 10 階の第2学習室である。
- ・ 開会時間は 18 時 30 分である。
- ・ 出席への協力を依頼する。

八木橋会長

- ・ 次回審議会への協力を依頼する。
- ・ その他の意見又は連絡事項の有無を確認する。
- ・ 特にないことを確認する。
- ・ 以上をもって本日の審議会を終了する。